



残業が月45時間を超えているけど、
どうやって改善していったらいいのだろう…



静岡労働局
富士労働基準監督署

労働基準監督署の職員が会社にお伺いして、アドバイス致します！

労務管理の改善等に関する 訪問支援の御案内

無料

労働基準監督署では、労働時間制度の見直しや労働時間の削減など労務管理の改善に取り組もうとされている中小企業に、専門の職員が直接お伺いして、相談・支援をさせていただいております。

この訪問支援は、労働基準監督官が通常行っている臨検監督とは異なり、法違反を指摘して行政指導を行うものではありません。また、相談内容について改善報告を求めることもありません。自社の労務管理の見直し手法の一つとして、ぜひ積極的に御活用ください！

◎こんな御質問・御要望に応じたアドバイスや資料の提供を致します◎

■労務管理全般に関すること

- ・全体的に労務管理を改善したいけど、そもそも現状何か問題なのか分からない。
- ・今の管理方法で問題ないかチェックしたい。

■現行の労働基準法等に関すること

- ・36協定の作成・届出方法は？
- ・残業時間が月45時間を超えているけど、どのように削減したらいいのだろう…。

■働き方改革関連法のうち

労働基準法の改正に関すること

- ・時間外労働の上限規制の内容は？
- ・うちの会社は具体的に何をすればいいの？

■このほかにも労働法令、労務管理に関する御相談をお受けしております。

- ・他社の好事例
- ・助成金の御案内



訪問支援の対象となるのは、中小規模の事業場（下表の中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者の範囲に含まれる事業場）です。対象となるか御不明な場合には監督署にお問合せください。

富士労働基準監督署 TEL：0545-51-2255

業 種	ア 資本又は出資額	イ 常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

訪問支援を希望される場合は、裏面の申込用紙により、お申し込みください。

（令和元年6月）

(FAX 0545-51-7191)

労務管理の改善等に関する訪問支援 利 用 申 込 書

事業場名					
所在地	電話 () FAX ()				
代表者	職氏名	御担当者	職氏名		
事業の種類 (業務内容)			資本金	円	
労働者数	人 (うちパート 人) (男性 人、女性 人)		法人・事業全体 人		
加盟 団体名	・商工会議所 ・商工会 ・労働基準協会 ・民主商工会 ・その他 ()				
36協定届 (時間外・休日労働に関する協定届) の提出日		年 月 日			
訪問希望日を御記入ください。 第一希望 令和 年 月 日 (午前・午後・どちらでも) 第二希望 令和 年 月 日 (午前・午後・どちらでも) 第三希望 令和 年 月 日 (午前・午後・どちらでも)					
説明を受けたい・相談したい内容 (1箇所以上に○を付けてください) ・ 労務管理全般に関すること ・ 働き方改革関連法のうち労働基準法等の改正に関すること ・ 現行の労働基準法に関すること (具体的に：) ・ その他 (具体的に) ()					

※必要事項を御記入の上、郵送または FAX によりお申し込みください。(利用無料)

※訪問希望日は、署の都合により御希望に沿えないことがございます。

その場合は、改めてお電話等で日程調整させていただきますことを御了承ください。